

## 【台湾】人工知能基本法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2026年1月、台湾における人工知能（AI）の開発・応用の基本方針を定める法律が公布され、定義・原則、AI振興政策のほか、利用に伴うリスク等に関する規定も設けられた。

### 1 背景と経緯

台湾では、「スマート国家プラン（2021-2025年）」<sup>1</sup>の下、2023年に「台湾 AI 行動計画 2.0（2023-2026年）」<sup>2</sup>が策定され、2024年に発足した頼清徳政権では、台湾を「人工知能の島」にするビジョンが示された<sup>3</sup>。米国、EU等において、人工知能（AI）の開発・応用等に関する基本方針が法律で定められている<sup>4</sup>こと等に倣い、2024年以降、「人工知能基本法草案」等の法律案が、立法委員及び行政院から立法院に提出された。同院では、2025年4月の公聴会<sup>5</sup>並びに同年8月及び12月の院内会派による協議等を経て、法律案が一本化され、同年12月23日、人工知能基本法<sup>6</sup>（以下「本法」）が同院で可決、2026年1月13日に公布され、同日に施行された。

### 2 概要

#### (1) 目的・主管機関

本法は、スマート国家の建設、人間本位の AI 開発及び AI 産業発展の促進、AI の安全な応用環境の構築、デジタル利用の機会平等の保障、社会・国家の持続可能な発展の促進、国家の文化的価値観の保護及び国際競争力の向上並びに社会の倫理に合致した技術利用の保障等のため制定される（第1条）。行政院国家科学・技術委員会<sup>7</sup>を中央の主管機関とする（第2条）。

#### (2) 定義

本法にいう AI とは、入力又は検知により、機械学習及びアルゴリズムを通じ、目標のため、予測、提案、決定等の出力を実現する自律的能力を有するシステムをいう（第3条）。

#### (3) 原則

政府による AI の開発・応用の推進においては、公共の利益への配慮、国の競争力強化等の前

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月7日である。台湾の法令の原文及びその制定理由等は、「全國法規資料庫」<<https://law.moj.gov.tw/>> から、立法院の会議録である『立法院公報』の内容は、「立法院議事暨公報資訊網」<<https://ppg.ly.gov.tw/ppg/>> から、それぞれ閲覧した。

<sup>1</sup> デジタルインフラの整備等の主題の下、2025年までに達成すべき分野の数値目標等が設定された。「智慧國家方案（2021-2025年）」行政院智慧國家 2.0 推動小組 <<https://digi.nstc.gov.tw/File/E8BE929F910C30CA>>

<sup>2</sup> 2018～2021年の間に実施された「台湾 AI 行動計画」の次期計画として策定された。「臺灣 AI 行動計畫 2.0（2023-2026年）」行政院智慧國家 2.0 推動小組 <<https://digi.nstc.gov.tw/File/7C71629D702E2D89>>

<sup>3</sup> 「就職演説」中華民國總統府 <<https://www.president.gov.tw/Page/700>> なお、2026年1月、AI振興に関する2028年までの方針を示した中期計画が発表された。「AI新十大建設推動方案（114年～117年）」國家發展委員會 <[https://www.ndc.gov.tw/Content\\_List.aspx?n=EF80A54FA6A63200&upn=75ADBC6726D7501F](https://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=EF80A54FA6A63200&upn=75ADBC6726D7501F)>

<sup>4</sup> 例えば、米国の2020年国家 AI イニシアティブ法（National Artificial Intelligence Initiative Act of 2020）及び EU で2024年に採択された AI 法（Artificial Intelligence Act）等があり、これら法規の規定は、人工知能基本法第3条の AI の定義及び同第4条の AI の開発・応用の原則等を定める上で参考にされている。

<sup>5</sup> 「教育及文化委員會、交通委員會會議舉行制定「人工智慧基本法草案」聯席公聴會」『立法院公報』112卷38期，2025.5.7，pp.191-296。

<sup>6</sup> 「人工智慧基本法」總統華總一義字第11500001671号。全20か条から成る。

<sup>7</sup> 2022年、科学技術部（部は日本の省に相当）に代わり、科学技術政策を統括し、関係機関の連携等を担う省庁として設立された。また、同年、国のデジタル発展政策の全体計画を担うデジタル発展部も設立された。

提の下、持続可能な発展、人間の主体性、プライバシー保護、データの安全性、透明性・説明可能性、公平性、説明責任等の原則を遵守するものとする（第4条）。

政府は、人民の生命・身体等の侵害、社会秩序・国の安全等の破壊、差別・虚偽広告・虚偽情報等の、AIの応用による法規違反を回避しなければならない。また、児童・少年の最善の利益を原則とし<sup>8</sup>、デジタル発展部等により高リスクと判定されたAI製品・サービスには、注意事項又は警告を明示しなければならない。デジタル発展部等は、政府の他の事業の主管機関のため、評価検証のツール・方法を提供し、又は提案するものとする（第5条）。

#### （4）特別委員会の設置

行政院は、国家AI戦略特別委員会を発足させ、全国のAIに係る事務の調整・推進等のほか、国家AI発展綱領を策定する。同委員会は、行政院長により招集され、有識者、AI関係民間団体代表者、政務委員（政府大臣）、地方政府の長等で構成される。年1回以上開催され、同綱領の審議を行う（第6条）。

#### （5）政府によるAI振興

政府は、学校、産業、団体等でのAI及びその倫理に係る教育を推進し（第7条）、人材・技術面での産官学の連携を奨励し（第8条）、予算を優先的に配分する（第9条）。また、AIの開発・応用等を積極的に推進し、関連産業への出資等を行い、財政上の優遇措置を行い、成果報告制度を設け、関係する評価・意見等を外部に公開し、政策推進等の根拠とする（第10条）。

政府は、AIの開発・訓練・試験等のため、（データの）合理的利用、資金援助等の措置をとり、AI開発・利用に係る法規を整備するものとする。関係法規の解釈・適用が、他の法規と矛盾するときは、新技術・サービスの提供促進を優先する（第11条）。また、国際協力の推進に努め、民間との共同によるAIの革新的運用を積極的に推進し（第12条）、データの公開、共同利用等の体制を構築し、AIによるデータの利用可能性を高め、国のAI利用の質と量の向上に努め、国の多文化的価値観の提示と知的財産権の保護を保証するものとする（第13条）。

#### （6）個人情報保護及び労働者保護

他の事業の主管機関は、個人情報保護主管機関と連携し、AIの開発・応用における個人情報の不必要な収集等を回避する（第14条）。政府は、AIを積極的に運用し、労働者の権利・利益を確保し、AIによる失業者に対し、その能力に応じた就労を援助するものとする（第15条）。

#### （7）AIがもたらすリスクへの対処

デジタル発展部は、国際ルールと整合するリスク分類の枠組みを整備し、他の事業の主管機関は、リスクに基づく管理規則を策定する（第16条）。政府は、高リスクAIの応用について、責任の所在等を明確にし、救済、補償等の体制を構築するものとする。これは実地応用前の段階には適用されないが、その成果を活用した製品提供等の場合は適用され得る（第17条）。

政府は、本法に合致しない法規及び行政措置について、本法施行から2年以内に、法規の制定・改廃、行政措置の改善等を完了させるものとする（第18条）。政府によるAIを活用した業務執行<sup>9</sup>等では、リスク評価を行い、リスクヘッジ措置を計画するものとし、政府は、AIを利用する業務の性質に応じ、利用規則又は内部管理体制を策定するものとする（第19条）。

<sup>8</sup> 2026年3月、本法の附帯決議に基づき、児童・少年等に対するAI応用の影響に係る調査報告が公開された。「公告「AI應用發展兒少、人權、性別影響評估報告」」2026.4.2. 數位發展部 <<https://moda.gov.tw/press/bulletin/19298>>

<sup>9</sup> 英国の例に倣い、公務員向けのAI利用の指南書が作成されている。「公部門人工智慧應用參考手冊」2026.2.3. 數位發展部 <<https://moda.gov.tw/digital-affairs/digital-service/ai-resource/18248>>